

市税滞納処分による差押不動産の公売

岐阜市不動産公売広報 (期間入札)

公売に関する日時及び場所

入札書提出期間	令和8年10月26日(月) 午前9時から 令和8年11月 6日(金) 午後5時まで
書類の提出先	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市庁舎3階 納税課 特別整理係
開札日時	令和8年11月 9日(月) 午後2時
開札場所	岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市庁舎10階 10-2会議室

<公売手続に関する問い合わせ先>

(入札関係書類の提出先)

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 市庁舎3階 納税課 特別整理係

TEL : 058-214-2560 (直通)

目 次

令和8年度不動産公売のご案内	3
＜公売財産一覧表＞	4
公売参加の手引き	
1 期間入札による公売の流れ（あらまし）	5
2 公売参加資格	5
3 公売参加申込書類の提出	6
4 公売保証金の納付	9
5 入札	10
6 開札	11
7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定	12
8 入札・買受申込み等の取消し	13
9 売却決定	13
10 買受代金の納付	13
11 公売保証金の返還・帰属	14
12 売却決定等の取消し	14
13 権利移転	14
14 その他	15
公売財産の明細	16
公売物件写真	17
物件の所在図	19

令和 8 年 度 不 動 産 公 売 の ご 案 内

下表のとおり、岐阜市において市税の滞納処分により差し押さえた不動産を
公売（開札）します。

公売方法	期間入札
入札期間	令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 1 1 月 6 日（金）午後 5 時まで【期間内必着】 ※入札期間中に到着しない入札書は無効となりますので、郵送の場合は 余裕をもって発送してください。 ※入札書の郵送は、書留・簡易書留・特定記録のいずれかでお願いします。 ※持参される場合は、平日（入札期間内）の午前 9 時から午後 5 時（最 終日午後 3 時）までをお願いします。
書類提出先	〒500-8701 岐阜市司町 4 0 番地 1 岐阜市役所 市庁舎 3 階 納税課 特別整理係
公売保証金 の納付期限	令和 8 年 1 1 月 6 日（金）午後 3 時まで ※公売保証金の納付がない場合、入札は受け付けられません。
開札日時	令和 8 年 1 1 月 9 日（月） 午後 2 時
開札場所	岐阜市司町 4 0 番地 1 岐阜市役所 市庁舎 1 0 階 1 0 - 2 会議室
売却決定日時	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月） 午前 9 時
買受代金の 納付期限	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月） 午後 2 時まで

【注意事項】

- ① 公売参加にあたっては、必ず「公売参加の手引き」を参照してください。
- ② あらかじめ公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。
- ③ 公売財産について本書に掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- ④ 岐阜市は、公売財産について、引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。
- ⑤ 岐阜市は、契約不適合責任を負いません。
- ⑥ 本書に掲載の公売財産について、公売を中止する場合があります。

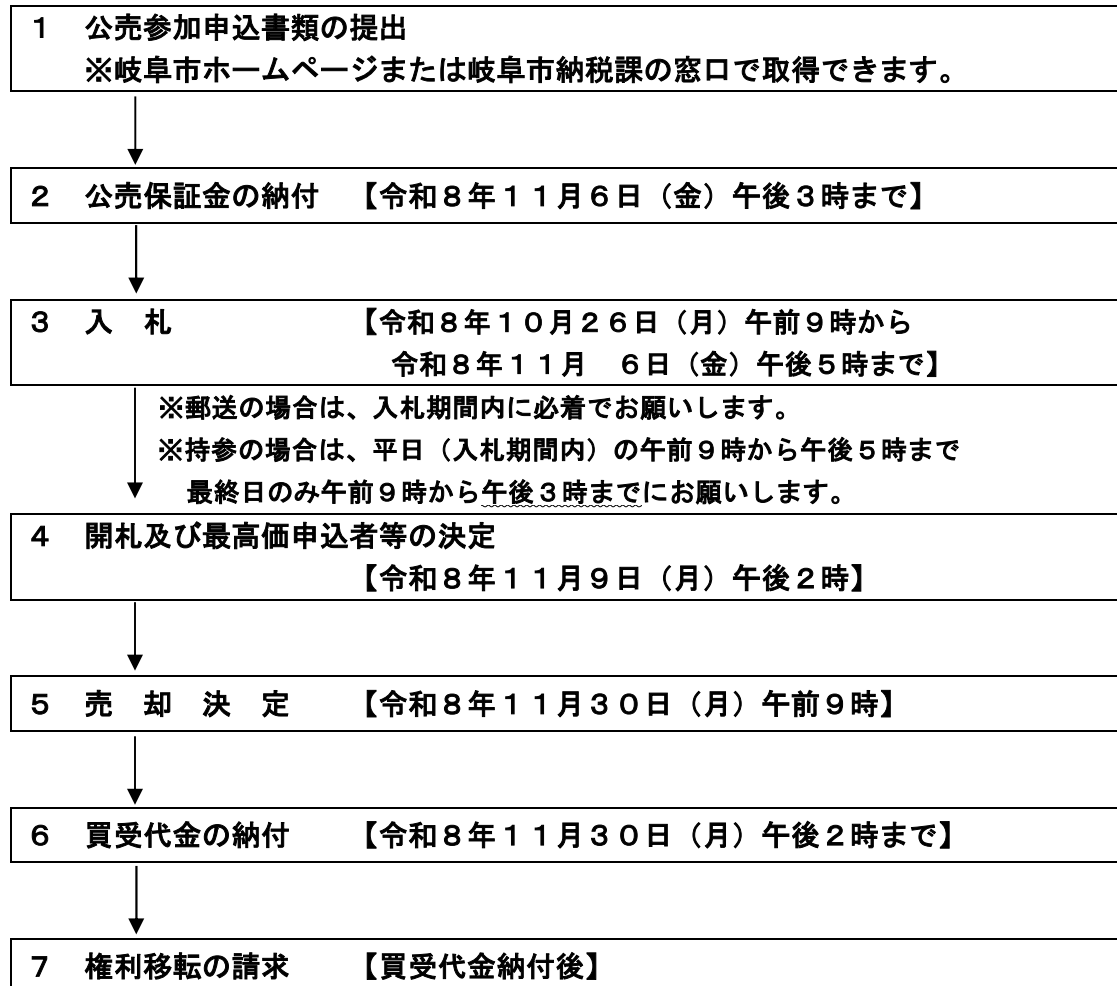
<公売財産一覧表>

売却区分 番号	見積価額	公売財産	
	公売保証金	種類	所在地等
岐阜市 8-1	1,078,000 円	区分所有 建物及び 敷地権	・一棟建物の表示 - 所 在 岐阜市栗野西一丁目488番地1 - 建物の名称 アーク岐阜 - 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
	110,000 円		・専有部分の建物の表示 - 家屋番号 栗野西一丁目488番1の102 - 建物の名称 102 - 構 造 鉄筋コンクリート造1階建 - 床面積 1階部分 56.54㎡ ・敷地権の目的である土地の表示 - 土地の符号 1 - 所在及び地番 岐阜市栗野西一丁目488番1 - 地 目 宅地 - 地 積 1399.66㎡ ・敷地権の表示 - 土地の符号 1 - 敷地権の種類 所有権 - 敷地権の割合 232491分の5901

※その他詳細は別紙「公売財産の明細」を確認してください。

公売参加の手引き

1 期間入札による公売の流れ（あらまし）



2 公売参加資格

原則として、公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、以下の方は、直接、間接を問わず、公売に参加することができません。

- ・滞納者本人又は国税徴収法第92条の規定により買い受けることができない者、
同法第108条第1項の規定により公売会場への入場、入札等を制限されている
者は、公売に参加することができません。

※代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状が必要です。なお、
代理人についても、上記の公売参加資格を満たす必要があります。

※入札後に、公売参加資格を満たさないことが判明した場合は、公売財産を売却す
ることはできません。

3 公売参加申込書類の提出

(1) 公売参加申込書類の提出

岐阜市の指定する方法により入札手続の申し込みを行う必要があります。
公売参加申込み完了後、公売保証金の納付書及び、入札に必要な関係書類を交付（送付）します。

※入札期間中に到着しない入札書は無効となりますので、余裕をもって参加申込をしてください。

(2) 公売参加申込書類の取得方法

- ・岐阜市ホームページ（ページ番号 1041476）からダウンロード
- ・岐阜市納税課の窓口で配付

(3) 入札形態ごとに必要な公売参加申込書類

入札形態			提出が必要な書類
単独入札	本人	個人	・公売参加申込書 ・本人確認書類(免許証等)の写し ・陳述書※1
		法人	・公売参加申込書 ・本人（代表者）確認書類(免許証等)の写し ・陳述書※1 ・法人の商業登記簿謄本（発行後3か月以内）
	代理人	個人	・公売参加申込書 ・代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し ・陳述書※1 ・委任状 ・委任者の印鑑証明書（原本）
		法人	・公売参加申込書 ・代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し ・陳述書※1 ・委任状 ・委任者の印鑑証明書（原本） ・法人の商業登記簿謄本（発行後3か月以内）
共同入札	本人	個人	・公売参加申込書 ・共同入札者(代表)の本人確認書類(免許証等)の写し ・陳述書（全員分）※1 ・共同入札代表者届出書 ・共同入札者全員の印鑑証明書（原本）
		法人	・公売参加申込書 ・共同入札者（代表）の本人（代表者）確認書類(免許証等)の写し ・陳述書（全員分）※1 ・共同入札代表者届出書 ・共同入札者全員の印鑑証明書（原本） ・法人の商業登記簿謄本（発行後3か月以内）

入札形態			提出が必要な書類
共同入札	代理人	個人	・ 公売参加申込書 ・ 代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し ・ 陳述書(全員分)※1 ・ 代表者からの委任状 ・ 共同入札代表者届出書 ・ 共同入札者全員の印鑑証明書(原本)
		法人	・ 公売参加申込書 ・ 代理人(個人)の本人確認書類(免許証等)の写し ・ 陳述書(全員分)※1 ・ 代表者からの委任状 ・ 共同入札代表者届出書 ・ 共同入札者全員の印鑑証明書(原本) ・ 法人の商業登記簿謄本(発行後3か月以内)

※1 陳述書について

- 入札者(買受申込者)は、暴力団員等でない旨の陳述書を入札前に提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。

- 陳述書の様式

陳述書(個人用)	様式 1
陳述書(法人用)	様式 2-1
【陳述書(法人用)別紙】入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項	様式 2-2
【陳述書別紙】自己の計算において入札をさせようとする者に関する事項	様式 3-1
【様式 3-1 別紙】自己の計算において入札をさせようとする者(法人)の役員に関する事項	様式 3-2

- 提出が必要な陳述書関係書類

入札者(買受申込者)	提出が必要な陳述書関係書類		
個人	様式 1 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し※2		
	自己の計算において入札をさせようとする者※3	個人	様式 1、様式 3-1 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し(入札者及び自己の計算において入札をさせようとする者)※2
		法人	様式 1、様式 3-1、様式 3-2、 法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)、 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し(入札者及び自己の計算において入札をさせようとする者)※2

法人	様式2-1、様式2-2、 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し※2		
	自己の計算において入札をさせようとする者※3	個人	様式2-1、様式2-2、様式3-1、 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し（入札者及び自己の計算において入札をさせようとする者）※2
		法人	様式2-1、様式2-2、様式3-1、 様式3-2、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）、 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し（入札者及び自己の計算において入札をさせようとする者）※2

※2 指定許認可等を受けていることを証明する書類の写し

- ・入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札をさせようとする者が、以下(1)(2)の指定許認可等を受けている事業者の場合、指定許認可等を受けていることを証明する書類の写しを陳述書に添付してください。

- (1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている事業者
- (2) 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けている事業者

※3「自己の計算において入札等をさせようとする者」とは、当初からその不動産を取得する意図の下で、入札者に対して資金を提供して入札させようとする者など、不動産を取得することによる経済的損益が実質的に帰属する者のことをいいます。

(4) 公売参加申込書類提出先

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市役所 市庁舎3階 納税課 特別整理係
TEL：058-214-2560（直通）

※書類は、入札期間内に提出先住所へ郵送又は納税課窓口へ持参してください。
持参の場合は、平日（入札期間内）の午前9時から午後5時まで
最終日のみ午前9時から午後3時までをお願いします。

4 公売保証金の納付

公売に参加するためには、納入通知書を使用し、以下のとおり公売保証金を納付してください。

公売参加申込み完了後、公売保証金の納付書及び、入札に必要な以下の関係書類を交付（送付）します。

【交付（送付）書類】

- ・ 納入通知書
- ・ 公売保証金返還用口座振替申出書
- ・ 公売保証金の充当申出書
- ・ 入札書、入札書記入例
- ・ 入札書提出用封筒

納付期限	令和8年11月6日（金）午後3時	
納付方法	入札する公売財産の公売保証金は、公売参加申込み完了後にお送りする納入通知書で納付してください。 ○岐阜市の指定金融機関又は収納代理金融機関で納付ができます。 （納入通知書に納付可能な金融機関名が記載されています） ○納付する際は以下の点にご注意ください。 （1）複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに納付書をお送りします。 （2）金融機関によっては、振込手数料が発生する場合があります。 振込手数料は公売参加者の負担になります。 （3）公売保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。	
納付金額	岐阜市8-1	110,000円
注意事項	○公売保証金の納付期限までに納付の確認ができない場合の入札は無効となります。 ○最高価申込者（落札者）以外の納付した公売保証金は、開札日以降に「公売保証金返還用口座振替申出書」に記載された口座に返還します。 なお、次順位による買い受けを申し込んだ場合は、売却決定日以降に返還します。	

5 入札

【入札に必要な書類】

- ・ 公売保証金返還用口座振替申出書
- ・ 公売保証金の充当申出書
- ・ 納入通知書兼領収書（納入通知書の領収書）の写し
- ・ 入札書（入札書提出用封筒に入れて封印）

（１）公売保証金返還用口座振替申出書

- 公売保証金の納付後、「公売保証金返還用口座振替申出書」に納入通知書兼領収書（納入通知書の領収書）の写しを添付して提出してください。

（２）公売保証金の充当申出書

- 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

（３）入札書

- 入札書と一緒に送りした入札書記入例を参考にして作成してください。
- 入札書は、**１つの売却区分番号に対して１枚作成**してください。**１枚の入札書で複数の財産に入札することはできません。**
- 同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出することはできません。**２枚以上提出された場合は、入札書は全て無効**とします。
- 入札書は、インク又はボールペンにより明瞭な字で記入し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、訂正しないで新しい入札書を請求してください。（金額の全桁が記入されていないなど入札価額の記入に不備がある入札書や入札価額が訂正された入札書は無効とし、入札がなかったものとします）
- 入札書には、住民基本台帳に記録されている住所地及び氏名を記載してください。法人の場合にあっては、商業登記簿の本店所在地を記載してください。
- **入札価額は、見積価額以上の金額**を丁寧に記入し、**頭部には必ず「金」または「¥」の文字をつけてください。**
- 入札書は、公売財産ごとに入札書提出用封筒に入れて、必ず封印をしてください。
- 提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- 入札期間前又は入札期間経過後に提出された（到着した）入札書は無効となります。郵送により入札書を提出される場合は、所要の日数を見込んだうえで郵送（入札期間内必着）してください。

(4) 入札に必要な書類提出方法

入札の際は、売却区分にかかわらず、「郵送用封筒」に「公売保証金返還用口座振替申出書（納入通知書兼領収書（納入通知書の領収書）の写しを添付）」、「公売保証金の充当申出書」及び「入札書を入れて封印した入札書提出用封筒」を封入し、以下の提出先へ直接持参又は郵送してください。

※郵送の場合は、書留・簡易書留・特定記録のいずれかをお願いします。

【提出先】

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市役所 市庁舎3階 納税課 特別整理係
TEL：058-214-2560（直通）

※書類は、入札期間内に提出先住所へ郵送又は納税課窓口へ持参してください。
持参の場合は、平日（入札期間内）の午前9時から午後5時まで
最終日のみ午前9時から午後3時までをお願いします。

(5) 入札期間

令和8年10月26日（月）午前9時から令和8年11月6日（金）午後5時まで
期 間 内 必 着

6 開札

開札日時	令和8年11月9日（月）午後2時
開札場所	岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市庁舎10階 10-2会議室

- 開札日時に入札書を開札し、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定します。
- 最高価額による入札者が2人以上いる（同額である）場合には、これらの者の間で、追加入札を行います。
- 開札は入札者等の面前で行いますが、入札者や代理人が開札に立ち会わないときは、公売事務を担当していない岐阜市職員の立会いの下に開札を行います。
- 開札終了後、最高価申込者と次順位買受申込者の方には、その後の手続について説明します。なお、開札に立ち会わなかった最高価申込者等の方には、執行機関担当より別途説明を行います。

7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者の決定

- 見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を最高価申込者として決定します。
- 最高価申込者が納付した公売保証金は、売却決定日時まで公売執行機関が保管し、売却決定後に買受代金に充てます。

(2) 追加入札

- 最高価額による入札者が2人以上いる（同額である）場合には、これらの者の間で、追加入札を行います。
- 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上とする必要があります。なお、追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
- 当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（その後2年間の公売場所への入場、入札等の制限）が適用され、公売保証金を返却しない場合があります。

○追加入札の日程

入札期間	令和8年11月10日(火) 午前9時から 令和8年11月13日(金) 午後5時まで【期間内必着】
開札日時	令和8年11月16日(月) 午前10時
開札場所	岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 市庁舎10階 10-2会議室
売却決定日時	令和8年12月 7日(月) 午前9時
買受代金納付期限	令和8年12月 7日(月) 午後2時

(3) 次順位買受申込者の決定

- 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札した者で、見積価額以上で、かつ、その入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を引いた金額以上（次順位の入札価額 $\geq$ 最高価申込価額 - 公売保証金額）である入札者は、次順位買受の申込みができます。
- 次順位買受の申込みができる入札者又は代理人から、次順位買受の申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。
- 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、一定の期間、最高価申込者の公売保証金と同様に公売執行機関が保管します。なお、公売保証金に利子はつきません。
- 最高価申込者が買受けの申込みを取り消したとき、又は最高価申込者に対する売却決定等が取り消されたときに限り、次順位買受申込者に対して売却決定をします。

8 入札・買受申込み等の取消し

- 換価に付した財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき（地方税法第19条の7等参照）は、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。

9 売却決定

【売却決定日】

令和8年11月30日（月）午前9時

- 売却決定日に、最高価申込者に対して売却決定を行い、最高価申込者が買受人となります。
- 最高価申込者がその決定を取り消されたとき又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者が買受人となります。この場合、次順位買受申込者の公売保証金は、買受代金に充てることになります。
- 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されることがあります。

10 買受代金の納付

買受人は、以下のとおり買受代金の全額を一括して納付してください。

買受代金	入札価額から公売保証金額を差し引いた額
納付期限	令和8年11月30日（月）午後2時まで ※次順位買受申込者に対して売却決定を行う場合は、 国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
納付方法	岐阜市の指定口座へ振り込み

11 公売保証金の返還・帰属

以下のとおり、公売終了後等に公売保証金を返還します。なお、振込手続の関係で指定された金融機関の口座への入金には2週間程度かかります。

(1) 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札参加者への返還

公売終了後、「公売保証金返還用口座振替申出書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

(2) 次順位買受申込者への返還等

最高価申込者（買受人）による買受代金の納付などにより、次順位買受申込者に売却決定されないことが明らかとなったときに、「公売保証金返還用口座振替申出書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

(3) 前記「8 入札・買受申込み等の取消し」の場合の返還

買受申込み等の取消決定後、「公売保証金返還用口座振替申出書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

(4) その他

- 買受人又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。
- 買受人が買受代金を期限までに納付しないことにより売却決定が取り消されたときは、その者の納付した公売保証金をその公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項に規定される処分を受けた者の納付した公売保証金は、岐阜市に帰属します。

12 売却決定等の取消し

以下のア～ウの場合は、売却決定等を取り消します。

- ア 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金納付前に証明されたとき。
- イ 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき。
- ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

13 権利移転

(1) 権利移転・危険負担移転等

- 権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。
- 公売による権利移転に伴う費用（登録免許税、嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。買受人は、買受代金納付の際に権利移転に伴う費用を提出してください。

- 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金の全額を納付した後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人の負担になります。

（２）権利移転の手続き

- 買受人は、買受代金を納付した後、指定した日までに所有権移転登記の請求をしてください。なお、所有権移転登記の請求手続に当たっては、以下の書類等が必要となります。

- ① 売却決定通知書
- ② 所有権移転登記請求書
- ③ 岐阜市が発行した固定資産評価証明書又は同通知書
- ④ 買受人の住所・所在地を証する書面（直近３か月以内発行のもの）
 - ・ 買受人が個人の場合にあっては住民票（マイナンバーの記載が無いもの）
 - ・ 法人の場合にあっては法人の登記事項証明書又は代表者の資格証明書
- ⑤ 登録免許税相当の印紙又は領収証書
- ⑥ 登記・登録関係書類の郵送料（郵送を希望する場合に限る）

- 権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により公売執行機関が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行います。

14 その他

（１）契約不適合責任

公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、岐阜市は契約不適合責任等を負いません。

（２）財産の引渡し

岐阜市は、公売財産の引渡義務を負いません。従って、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

（３）その他注意事項

岐阜県暴力団排除条例（平成２２年岐阜県条例第５４号）及び岐阜市暴力団排除条例（平成２４年岐阜市条例第１３号）により、この公売財産の買受人は、買受後、買い受けた不動産を暴力団の事務所に使用させる等、暴力団の活動を助長する利益供与をしたり、買い受けた不動産が暴力団事務所の用に供されることを知りながら当該不動産の譲渡者として譲渡契約を締結したりしてはいけません。

公売財産の明細

公売財産及び公売保証金・見積価額			
売却区分番号	公売財産 名称・数量・性質・所在等	公売保証金	見積価額
岐阜市 8 - 1	・一棟建物の表示 所 在 岐阜市栗野西一丁目488番地1 建物の名称 アーク岐阜 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根8階建 ・専有部分の建物の表示 家屋番号 栗野西一丁目488番1の102 建物の名称 102 構 造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 1階部分 56.54㎡ ・敷地権の目的である土地の表示 土地の符号 1 所在及び地番 岐阜市栗野西一丁目488番1 地 目 宅地 地 積 1399.66㎡ ・敷地権の表示 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 232491分の5901 【特記事項】 1 地目及び地積は、登記簿によります。 2 土壌汚染、地盤及びアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 3 本件専有部分には専用庭及びバルコニーがあります。専用庭及びバルコニーは共用部分であり、管理規約に基づく専用使用権の対象です。 4 本件は区分所有建物です。管理組合に対する未納管理費、修繕積立金及びこれらに係る遅延損害金等については、建物の区分所有等に関する法律第8条の規定により買受人に承継されます。 2026年11月末 推計未納管理費等 約452,000円 〔 内訳 未納管理費等 約398,000円 遅延損害金 約54,000円 〕 ※ 金額は変動する場合があります。	110,000 円	1,078,000 円

公売物件写真 1 外観



公売物件写真 2 洋室3.7帖



公売物件写真 3 和室①4.5帖



公売物件写真 4 和室②6.0帖



公売物件写真 5 LDK9.0帖



公売物件写真 6 洗面所



公売物件写真 7 浴室



公売物件写真 8 トイレ



公売物件写真 9 専用庭 (共用部分・専用使用権)



間取図 (概要図)



間取図はおおよその配置イメージです。
現況との比率に相違がある場合は、現況を優先してください。

物件の所在図

